

「農業経営 収入保険」保険料の一部を補助します

宮古市では、農業経営の安定化を図るため、岩手県農業共済組合が取扱う
「農業経営 収入保険」保険料の一部を補助します。

1 補助対象者

市内に住所を有する農業者、集落営農組合、農業法人

2 補助内容

農業経営収入保険（保険期間：令和8年分（令和7年1～12月契約成立分））の
保険料 自己負担分の 30% ※ 積立金・付加保険料は対象外

3 申請方法等

「農業経営 収入保険」加入時に宮古市に **参加申出書** を提出ください。（農済経由可）

参加申出書 は、初年度のみ提出が必要となります。
翌年度以降、継続して加入する場合は、提出は不要です。

「保険料 補助金」は、岩手県農業共済組合 から、登録口座に振り込まれます。

4 加入の流れ

時 期	農業経営 収入保険	保険料 補助金
保険期間前 (令和7年1～12月)	☐ 農業共済組合 に 加入届出・保険料等 納付	☐ 宮古市 に 参加申出書 を提出
保険期間 (令和8年)	☐ 農業経営 収入保険 保険期間（1年間）	☐ 農業共済組合 から 補助金 支払い（2～3月）

※ 補助金 納入時の 振込通知はありません ので、予めご了承ください。

※ 保険期間は、加入者の「税の算定期間」のため、加入時期は個人毎に異なります。

5 その他

※ 「農業経営 収入保険」の加入は、青色申告をしていることが条件です。

【問い合わせ】

農業経営 収入保険 : 岩手県農業共済組合 県北基幹センター TEL 019-601-7491

保険料 補助金 : 宮古市役所 農林水産部 農林課 TEL 0193-68-9094